

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る認定等の申請手数料

(1) 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料(新築の場合)

1棟の住戸の総数		1棟の認定申請手数料	
		申請前に「登録住宅性能評価機関」の長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書を受けている場合	直接申請する場合
一戸建ての住宅		8,000円	45,000円
共同住宅等	5戸以内	15,000円	110,000円
	5戸を超え、10戸以内	26,000円	170,000円
	10戸を超え 25戸以内	41,000円	340,000円
	25戸を超え、50戸以内	71,000円	600,000円
	50戸を超え、100戸以内	120,000円	1,000,000円
	100戸を超え、200戸以内	190,000円	1,900,000円
	200戸を超え、300戸以内	240,000円	2,700,000円
300戸超え	270,000円	3,400,000円	

(2) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料(新築の場合)

1棟の住戸の総数		1棟の認定申請手数料	
		申請前に「登録住宅性能評価機関」の長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書を受けている場合	直接申請する場合
一戸建ての住宅		4,000円	22,500円
共同住宅等	5戸以内	7,500円	55,000円
	5戸を超え、10戸以内	13,000円	85,000円
	10戸を超え 25戸以内	20,500円	170,000円
	25戸を超え、50戸以内	35,500円	300,000円
	50戸を超え、100戸以内	60,000円	500,000円
	100戸を超え、200戸以内	95,000円	950,000円
	200戸を超え、300戸以内	120,000円	1,350,000円
300戸超え	135,000円	1,700,000円	

(3) 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料(増改築の場合)

1棟の住戸の総数		1棟の認定申請手数料	
		申請前に「登録住宅性能評価機関」の長期使用構造等である旨が記載された確認書を受けている場合	直接申請する場合
一戸建ての住宅		12,000円	68,000円
共同住宅等	5戸以内	23,000円	160,000円
	5戸を超え、10戸以内	40,000円	260,000円
	10戸を超え 25戸以内	61,000円	510,000円
	25戸を超え、50戸以内	110,000円	910,000円
	50戸を超え、100戸以内	170,000円	1,600,000円
	100戸を超え、200戸以内	290,000円	2,900,000円
	200戸を超え、300戸以内	360,000円	4,100,000円
300戸超え		400,000円	5,000,000円

(4) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料(増改築の場合)

1棟の住戸の総数		1棟の認定申請手数料	
		申請前に「登録住宅性能評価機関」の長期使用構造等である旨が記載された確認書を受けている場合	直接申請する場合
一戸建ての住宅		6,000円	34,000円
共同住宅等	5戸以内	11,500円	80,000円
	5戸を超え、10戸以内	20,000円	130,000円
	10戸を超え 25戸以内共	30,500円	255,000円
	25戸を超え、50戸以内	55,000円	455,000円
	50戸を超え、100戸以内	85,000円	800,000円
	100戸を超え、200戸以内	145,000円	1,450,000円
	200戸を超え、300戸以内	180,000円	2,050,000円
300戸超え		200,000円	2,500,000円

(5) 長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料(建築行為なしの場合)

1棟の住戸の総数		1棟の認定申請手数料	
		申請前に「登録住宅性能評価機関」の長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書を受けている場合	直接申請する場合
一戸建ての住宅		12,000円	68,000円
共同住宅等	5戸以内	23,000円	160,000円
	5戸を超え、10戸以内	40,000円	260,000円
	10戸を超え 25戸以内	61,000円	510,000円
	25戸を超え、50戸以内	110,000円	910,000円
	50戸を超え、100戸以内	170,000円	1,600,000円
	100戸を超え、200戸以内	290,000円	2,900,000円
	200戸を超え、300戸以内	360,000円	4,100,000円
300戸超え		400,000円	5,000,000円

(6) 長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料(建築行為なしの場合)

1棟の住戸の総数		1棟の認定申請手数料	
		申請前に「登録住宅性能評価機関」の長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書を受けている場合	直接申請する場合
一戸建ての住宅		6,000円	34,000円
共同住宅等	5戸以内	11,500円	80,000円
	5戸を超え、10戸以内	20,000円	130,000円
	10戸を超え 25戸以内共	30,500円	255,000円
	25戸を超え、50戸以内	55,000円	455,000円
	50戸を超え、100戸以内	85,000円	800,000円
	100戸を超え、200戸以内	145,000円	1,450,000円
	200戸を超え、300戸以内	180,000円	2,050,000円
300戸超え		200,000円	2,500,000円

(7) 下記事項のみの変更の場合における長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料

- ①住宅の位置 ②維持保全の方法、期間 ③資金計画 ④工事の着手時期、完了予定時期
⑤譲受人の決定又は管理者等選任の予定時期

変更認定手数料	4,000円
---------	--------

(8) 譲受人を決定・監理者等が選任された場合における長期優良住宅計画の変更認定申請手数料

変更認定手数料	2,100円
---------	--------

(9) 地位の承継の承認申請手数料

変更認定手数料	1,700円
---------	--------

(10) 認定申請に併せて、建築基準関係規定の適合審査を申し出る場合

上記で算定した手数料の額に確認申請手数料を加算した額となります。

※令和4年10月1日からの手数料